

岩倉市建設工事請負業者格付基準

(趣旨)

第1条 この基準は、岩倉市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の請負業者の格付方法及び基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

(格付機関)

第2条 格付は、岩倉市入札契約審査委員会（以下「委員会」という。）が決定する。

(格付対象業者)

第3条 格付は、入札参加資格審査申請を提出し、資格を認定された次に掲げる建設業者（以下「業者」という。）について行う。

- (1) 土木一式工事業者
- (2) 建築一式工事業者
- (3) 大工工事業者
- (4) 左官工事業者
- (5) とび、土工、コンクリート工事業者
- (6) 石工事業者
- (7) 屋根工事業者
- (8) 電気工事業者
- (9) 管工事業者
- (10) タイル、レンガ、ブロック工事業者
- (11) 鋼構造物工事業者
- (12) 鉄筋工事業者
- (13) ほ装工事業者
- (14) しゅんせつ工事業者
- (15) 板金工事業者
- (16) ガラス工事業者
- (17) 塗装工事業者
- (18) 防水工事業者
- (19) 内装仕上工事業者
- (20) 機械器具設置工事業者
- (21) 熱絶縁工事業者
- (22) 電気通信工事業者
- (23) 造園工事業者
- (24) さく井工事業者
- (25) 建具工事業者

(26) 水道施設工事業者

(27) 消防施設工事業者

(28) 清掃施設工事業者

(29) 解体工事業者

(審査期間)

第4条 委員会は、入札参加資格審査申請の定時受付にあつてはその年の4月1日までに、随時受付にあつては入札参加資格審査申請書の提出日から2か月以内に格付をしなければならない。

(格付の方法)

第5条 格付は、法第27条の23の規定に基づく経営に関する客観的事項の審査による総合数値（以下「総合評定値」という。）により行うものとする。

(格付の基準)

第6条 格付の基準は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、市内に本社を有する業者については、前項の基準による等級の1等級上位に格付する。なお、市内に支店を有する業者のうち、過去3年間支店として当市の事業に実績があり、かつ、支店として営業規模を有する業者については、市内に本社を有する業者と同時の取扱いとすることができる。

(有効期限)

第7条 格付の有効期間は、格付の適用された日から次の格付が適用される日の前日までとする。

(雑則)

第8条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、その都度委員会において審議し決定するものとする。

附 則

昭和57年4月1日から適用する。

附 則

昭和60年4月1日から適用する。

附 則

平成2年4月1日から適用する。

附 則

平成8年4月1日から適用する。

附 則

平成13年4月1日から適用する。

附 則

平成30年1月5日から適用する。

附 則

平成30年4月1日から適用する。

別表（第6条関係）

総合評定値と等級の格付

等級	総合評定値
特A	1,150点以上
A	1,000点以上 ~ 1,150点未満
B	850点以上 ~ 1,000点未満
C	700点以上 ~ 850点未満
D	550点以上 ~ 700点未満
E	550点未満